

マイナンバーの利用範囲拡大の動向

1 預貯金口座へのマイナンバーの付番

マイナンバー制度等*が改正され、平成30年（2018年）から、金融機関が持つ預貯金者の情報（氏名、住所、預貯金等）を、預貯金者のマイナンバー（及び法人番号）で検索できるようにすることになりました。

※ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年9月3日成立）

➤ 預貯金口座への付番の影響

政府は平成30年から、個人や会社の銀行預金などの金融資産を把握できるようになり、その後、預貯金への付番が進まなければ平成33年以降に義務づけることも検討されています。これが実現すると、例えば、異なる銀行に複数の口座を持つ人の預貯金残高等をつかむなど、個人や会社の詳細なお金の流れを政府が把握することが可能になると考えられます。

2 医療分野におけるマイナンバーの利用範囲拡大

次の医療分野におけるマイナンバーの活用が実施されます。

（1）保険者間の検診データの連携

転居や就職・退職により異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診等の情報を別の自治体や企業で引き継ぎやすくされます。

（2）予防接種の履歴の共有

転居した場合に、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、予防接種の有効性・安全性をより確保できるようにされます。

3 個人番号カードの「ワンカード化」の促進

「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ」（自由民主党・マイナンバー利活用推進小委員会）によると、個人番号カードに次のような様々なサービスを付け加えていき「ワンカード化」を推進しようという動きがあるようです。

➤ 将来、個人番号カードとの一体化が考えられているサービス（例）

・運転免許証・教員免許・医師免許・学歴証明（卒業証明書）・健康保険証・お薬手帳等

参照：「Q&A マイナンバー制度実務対応ブック」TKC出版